

営繕工事における週休2日促進工事実施要領

1. 目的

建設業界では、就業者の高齢化や休暇の取得が困難なことなどを理由にした若手就業者の高い離職率などから、将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくために必要となる担い手の確保が課題となっている。

このため、週休2日を実施することで、建設現場の就労環境の改善を図るとともに、若手入職者の確保・育成を促進する。

2. 対象工事

令和7年5月1日以降に公告を行う和歌山県営繕工事施行事務規程に基づき施行する工事を対象とする。ただし、工程や完成時期に制約のある工事等、対応が困難な工事は対象外とすることができる。

3. 用語の定義

(1) 週休2日

- ① 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業（書類整理等の事務作業も含む）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

- ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。
また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

① 発注者指定方式

発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

② 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

5. 実施の流れ

【発注時】

- 1) 発注者は、入札公告及び現場説明書により本要領の対象工事であること及び発注方式を明示する。
- 2) 「月単位」の4週8休以上の補正係数を各経費に乗じた予定価格を作成する。
- 3) 工期設定支援システムの活用等により、適切な工期設定を行う。

【工事の契約後から竣工まで】

- 4) 受注者は、週休2日確保を考慮した計画工程表等を監督員に提出するものとする。
なお、施工計画立案時に、工事条件等で明らかに工期内に週休2日工事を達成できないことが判明したときは、その理由を明示した書面により、工期の延長変更を請求することができるものとする。
- 5) 受注者は、現場閉所（現場休息）の確保状況を実施工程表、工事日誌等により監督員に報告することとし、工程計画の見直し等が生じた場合、受注者間で変更に関する協議を行い、変更した実施工程表を監督員に提出するものとする。なお、各受注者間での変更等協議には必要に応じて県職員が立会うものとする。
- 6) 発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たないものは、達成状況に応じて適切に変更契約する。

6. 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日促進工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価の労務費を補正する。なお、市場単価等の補正については、別紙1のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| ①月単位の週休2日促進工事（4週8休以上） | 1.04 |
| ②通期の週休2日促進工事（4週8休以上） | 1.02 |

(2) 積算及び変更方法

① 発注者指定方式

月単位の4週8休以上を前提に、(1)①及び別紙1により労務費を補正し工事費を積算する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合、補正係数を(1)②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

② 受注者希望方式

通期の4週8休以上を前提に、(1)②により労務費を補正し工事費を積算する。

現場閉所（現場休息）の状況を確認し、月単位の4週8休を満たした場合は、補正係数を(1)①に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。

7. 工事成績評定の加点

和歌山県県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領による。

8. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

1) 工事着手前

- ・監督員は、現場閉所（現場休息）予定日を記載した計画工程表等を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで計画工程表等を作成する。

2) 工事着手後

- ・監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した計画工程表等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、計画工程表等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された計画工程表

等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

- ・受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため計画工程表等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。

3) その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

9. その他

- (1) 受注者は土曜日及び日曜日が現場閉所（現場休息）となるよう努めるものとする。
- (2) 受注者は週休2日工事の対象現場であることを工事現場内の公衆の見やすいところに掲示するものとする（別紙2参照）。
- (3) 受注者は発注機関の行うアンケートに協力するものとする。
- (4) 受注者希望方式で4週8休を達成できなかった場合、工事成績評定において減点評価は行わない。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から適用する。

この要領は、令和2年8月1日から適用する。

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

(別紙1)

営繕工事における週休2日促進工事における市場単価等の補正率

市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

- ・市場単価 × 補正率
- ・補正市場単価 × 補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

物価資料の掲載価格 × 補正率

表A-2 建築工事の補正率（表の変更）

| 工種 | 摘要※ | 月単位の週休2日促進工事 | 通期の週休2日促進工事 |
|----------------|------|--------------|-------------|
| | | 補正率 | 補正率 |
| 仮設工事 | | 1.03 | 1.01 |
| 土工事 | | 1.02 | 1.01 |
| 地業工事 | | 1.02 | 1.01 |
| 鉄筋工事 | | 1.03 | 1.01 |
| コンクリート工事 | | 1.03 | 1.01 |
| 型枠工事 | | 1.03 | 1.01 |
| 鉄骨工事 | | 1.03 | 1.02 |
| 既製コンクリート | | 1.02 | 1.01 |
| 防水工事 | 市場単価 | 1.02 | 1.01 |
| 防水工事(シーリング) | 市場単価 | 1.03 | 1.01 |
| 防水工事 | 物価資料 | 1.02 | 1.01 |
| 石工事 | | 1.02 | 1.01 |
| タイル工事 | | 1.02 | 1.01 |
| 木工事 | | 1.02 | 1.01 |
| 屋根及びとい | | 1.02 | 1.01 |
| 金属工事 | 市場単価 | 1.02 | 1.01 |
| 金属工事 | 物価資料 | 1.02 | 1.01 |
| 左官工事(仕上塗材仕上) | 市場単価 | 1.03 | 1.01 |
| 左官工事(仕上塗材仕上以外) | 市場単価 | 1.03 | 1.01 |
| 左官工事 | 物価資料 | 1.03 | 1.01 |
| 建具(ガラス) | 市場単価 | 1.02 | 1.01 |
| 建具(シーリング) | 市場単価 | 1.03 | 1.02 |
| 建具 | 物価資料 | 1.02 | 1.01 |
| 塗装工事 | 市場単価 | 1.03 | 1.01 |
| 塗装工事 | 物価資料 | 1.03 | 1.01 |
| 内外装工事 | 市場単価 | 1.03 | 1.01 |
| 内外装工事(ビニル系床材) | 市場単価 | 1.02 | 1.01 |
| 内外装工事 | 物価資料 | 1.03 | 1.01 |
| 内外装工事(ビニル系床材) | 物価資料 | 1.02 | 1.01 |
| ユニットその他 | | 1.01 | 1.01 |
| 排水工事 | | 1.02 | 1.01 |
| 舗装工事 | | 1.01 | 1.01 |
| 植栽及び屋上緑化 | | 1.02 | 1.01 |

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率（表の変更）

| 工種 | 摘要 | 月単位の週休2日促進工事 | 通期の週休2日促進工事 |
|------|-------------------------------------|--------------|-------------|
| | | 補正率 | 補正率 |
| 配管工事 | 電線管、2種金属線び及び同ボックス | 1.03 | 1.01 |
| | ケーブルラック | 1.02 | 1.01 |
| | 位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング | 1.03 | 1.01 |
| | フルボックス | 1.02 | 1.01 |
| | フルボックス用接地端子 | 1.00 | 1.00 |
| | 防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床） | 1.02 | 1.01 |
| | 防火区画貫通処理 金属管・丸型用 | 1.01 | 1.01 |
| | （電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管 | 1.02 | 1.01 |
| 配線工事 | 600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル | 1.03 | 1.01 |
| 接地工事 | （接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製） | 1.02 | 1.01 |

表M-2 機械設備工事の補正率（表の変更）

| 工種 | 摘要 | 月単位の週休2日促進工事 | 通期の週休2日促進工事 |
|---------------------|--------------------------|--------------|-------------|
| | | 補正率 | 補正率 |
| 保温工事 | 配管用、ダクト用及び消音内貼 | 1.03 | 1.01 |
| ダクト設備 | 低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類 | 1.03 | 1.01 |
| ダクト付属品 | 既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ | 1.04 | 1.02 |
| 衛生器具設備 （ユニットを除く） | 取付手間のみ | 1.04 | 1.02 |

(別紙2)

「週休2日工事に取り組んでいます」

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休2日に
取り組んでいます。

現場閉所予定

○月○日、○日、○日・・・

原則○曜日、○曜日 など

発注者 ○○○

受注者 ○○○

営繕工事における週休2日促進工事实施要領

Q&A

Q 1. 工事着手日とは具体的にどの日なのか

A 1. 現場に継続的に常駐した日を工事着手日とする。具体的には施工に先立って行う調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等を開始した日とする。

Q 2. 月の途中で工事着手・工事完成した場合における月単位の週休2日の取扱いはどうなるのか

A 2. 当該月における作業期間中に実施した現場閉所日数が作業期間中の土・日の数よりも多い場合に月単位の4週8休以上の現場閉所を行ったと判断する。

※取り扱いの例（黄色が作業期間、青が閉所日とする）

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | | | |

作業期間 3日
 現場閉所日数 0日
 土・日の日数 0日
 月単位 達成

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |

作業期間 31日
 現場閉所日数 9日
 現場閉所率 29%
 月単位 達成

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | | | | | |

作業期間 18日
 現場閉所日数 4日
 土・日の日数 5日
 月単位 未達成

Q 3. 月単位の確認で月の土日の合計数と閉所率の割合に差異がある場合どちらを優先すべきか。(例 ①31日のうち土日が10日→土日の割合32.2% ②31日のうち土日が8日→土日の割合25.8%)

A 3. ①においては現場閉所率が28.5%となれば月単位の週休2日を行ったとして取り扱う。(現場閉所日9日で現場閉所率29.0%となるので達成) ②の場合は土日の日数である8日以上現場閉所していれば月単位の週休2日を行ったものとする。

夏季休暇や年末年始の期間により対象外の期間に土日が含まれた場合も上記の取扱いを準用する。

Q 4. 発注者指方式の工事において、月単位の週休2日を達成できなかった場合の補正はどうなるのか。

A 4. 達成状況に応じて補正係数を変更する。月単位が未達成であっても通期の週休2日を達成している場合は補正係数を1.04から1.02に変更することとし、通期の週休2日も達成できない場合は補正なし(1.00)に変更する。